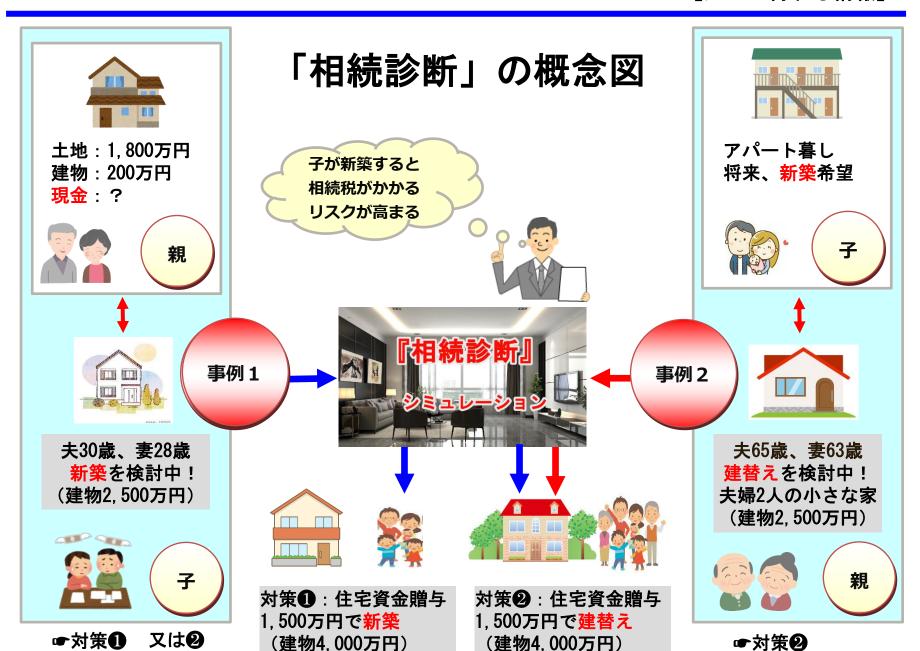
『住まい方』で異なる相続税 リスク分析と対策を学ぶ!

- (1)何故、今『相続診断』が必要か?
- (2) 「土地の相続税評価額」の確認方法
- (3) 「家屋の相続税評価額」の確認方法
- (4)「住まい方と相続税」の関係
- (5)「住宅資金贈与」
- (6)「相続税」がかかる場合の対策





(1) 何故、今『相続診断』が必要か?

■平成27年1月1日から、基礎控除が改定!

事例:家族構成が母と子の場合、

改定前後の基礎控除はいくら?

改定前: 5,000万円+1,000万円×法定相続人

=5,000万円+1,000万円×1人

=6,000万円

改定後: 3,000万円+ 600万円×法定相続人

=3,000万円十 600万円×1人

=3,600万円

2,400万円の 差額が発生!

■土地+建物+現金 > 3,600万円 ⇒ 相続税が発生!

∴「現金がいくらあると相続税がかかるか?」を把握する



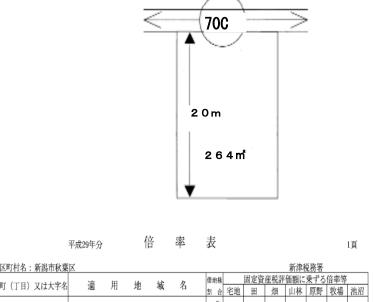
(2) 土地の相続税評価額の確認方法

①路線価方式:路線価がある地域

路線価×面積×補正率 =70,000円×264㎡×1.00 =1,843万円

②倍率方式 : 路線価がない地域

固定資産税評価額×倍率 =17,000,000円×1.10 =1,870万円



比準 比準 比準

❸小規模宅地等の特例:課税価格を80%減額: max330㎡

条件:相続人が同居 or 賃貸 or 持家(新築) (売却3年経過)

あおば通1~2丁目 全域

市街化区域

市街化区域

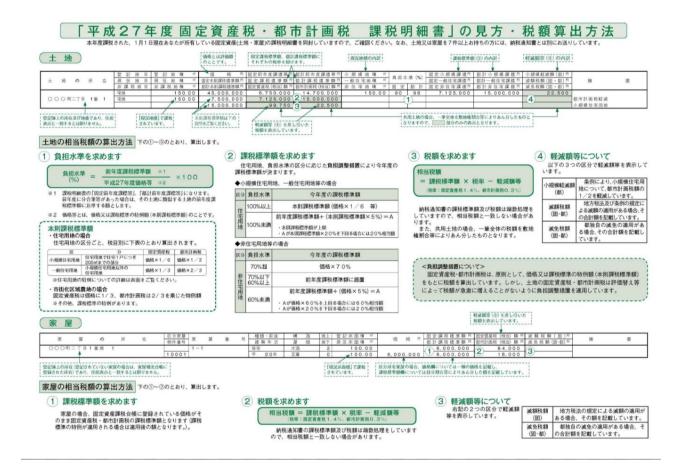
市街化調整区域

秋葉1~3丁目

朝日

(3) 建物の相続税評価額の確認方法

■相続税評価額は、固定資産税通知書の固定資産税評価額



- (4)「住まい方と相続税」の関係(1/4)
- ◎子が「賃貸」 or 「新築」で相続発生

土地評価額:1,800万円、建物評価額:200万円

【土地】 【建物】 【現金】 【基礎控除】



∴現金が3, 040万円を越すと相続税がかかる!

■新築:特例無:1,800 + 200 + 1,600 > 3,600

∴現金が1,600万円を越すと相続税がかかる! (生命保険は現金に含まれる)





母: 実家(築30年)



長男:賃貸





特例:小規模宅地等の特例 (課税価格80%減)

(4)「住まい方と相続税」の関係(2/4)

◎子が「賃貸」or「新築」で、親が「建替え」後に相続発生

建替価格 (現金) 3,000万円

土地評価額:1,800万円、建物評価額:200万円

【土地】 【建物】 【<mark>現金</mark>】 【基礎控除】

■賃貸:特例有: 360 + 1,800 + 1,440 > 3,600

∴現金が1,440万円を越すと相続税がかかる!

■新築:特例無:1,800 + 1,800 + 0 > 3,600

∴現金がある(>0円)と相続税がかかる!





母: 実家(築30年)



長男:賃貸



長男:新築

特例:小規模宅地等の特例(課税価格80%減) 建物評価額(固定資産税評価額):建物価格の6割

特例:小規模宅地等の特例 (課税価格80%減)

(4)「住まい方と相続税」の関係(3/4)

◎子が「建替え」後に相続発生

建替価格3,000万円 住宅資金贈与1,200万円

土地評価額:1,800万円、建物評価額:200万円



母:実家(築30年)

【土地】 【建物】 【現金】 【基礎控除】

特例有: 360 + 0 + 3, 240 > 3, 600

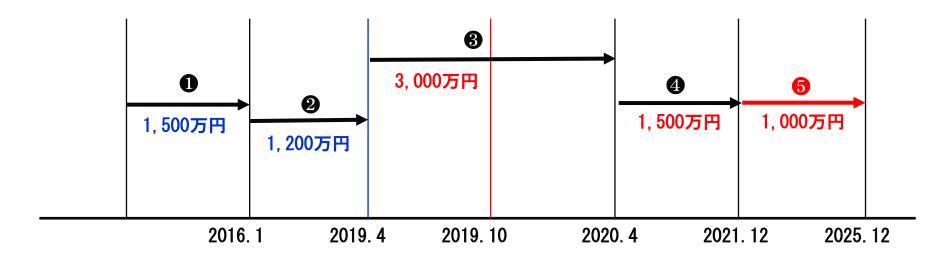
∴現金が3, 240万円を越すと相続税がかかる!



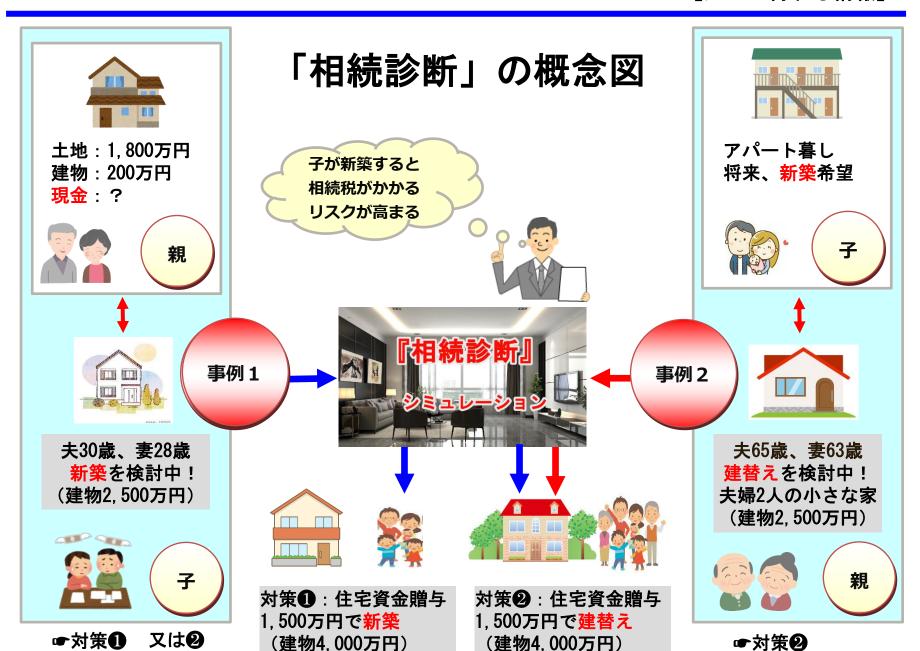
建物評価額(固定資産税評価額):建替えの為0円

(5) 住宅資金贈与

※1 ~ 4: その他住宅は500万円減額



- ●適用期限を2025年12月末まで2年間延長。
- ❷非課税限度額は、耐震、省エネ、バリアフリー性能のいずれかを有する住宅は1,000万円、その他住宅は500万円。
- ❸暦年課税との併用が可能。基礎控除110万円が非課税枠に加算
- **④**相続時精算課税との併用が可能。特別控除2,500万円が非課税枠に加算
- ⑤活用方法として自己資金に有利。ご両親にご相談を!



ぜひ、ご自身の条件で、

『相続診断』をご体感下さい!